平成２８年（再イ）第２号
新潟県上越市頸城区島田1116番地８
再生債務者　島田　和也
1　決議に付する再生計画案　平成28年６月14日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年７月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年７月７日まで
平成28年６月16日　新潟地方裁判所高田支部
平成２７年（再イ）第３８号
三重県桑名市大字志知1095番地
再生債務者　伊藤　俊和
1　決議に付する再生計画案　平成28年６月14日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年７月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年７月７日まで
平成28年６月16日　津地方裁判所四日市支部
平成２８年（再イ）第５号
青森市桂木３丁目７番地４　ニューロイヤルハイツⅡ201号
再生債務者　岡田　　翔
1　決議に付する再生計画案　平成28年６月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年７月14日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年７月14日まで
平成28年６月16日
青森地方裁判所民事部再生係
平成２７年（再イ）第１９号
山口県宇部市大字西岐波1914番地２
再生債務者　黒石　一郎
1　決議に付する再生計画案　平成28年６月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年７月14日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年７月14日まで
平成28年６月16日　山口地方裁判所宇部支部
平成２７年（再イ）第８号
高知県南国市植田1261番地３
再生債務者　坂本　裕一
1　決議に付する再生計画案　平成28年５月31日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年７月14日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年７月14日まで
平成28年６月16日
高知地方裁判所民事部個人再生係
平成２８年（再イ）第３号
東京都大田区西蒲田５丁目15番３号　メゾンド　エスポワール　102（申立時の住所）兵庫県明石市松が丘北町3784番地の13　パレス朝霧1009号
再生債務者　市成　照一
1　決議に付する再生計画案　平成28年５月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年７月19日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年７月19日まで
平成28年６月15日
神戸地方裁判所明石支部再生係
平成２８年（再イ）第１０号
兵庫県明石市二見町東二見643番地の１　グランプレステージ明石西Ⅱ―510号
再生債務者　土肥　知美
1　決議に付する再生計画案　平成28年６月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年７月19日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年７月19日まで
平成28年６月15日
神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成２２年（再イ）第１６号
京都府亀岡市篠町広田３丁目３番２号
再生債務者　吉見　慶浩
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成24年６月５日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成28年６月14日　京都地方裁判所園部支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第９号
大阪府富田林市桜ケ丘町15番１―503号
再生債務者　馬場　明久
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成28年６月15日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第３号
富山市藤木3234番地
再生債務者　清水　留宏
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月13日まで
4　一般異議申述期間　平成28年７月20日から平成28年７月27日まで
富山地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第２号
岩手県奥州市胆沢区小山字萩屋敷737番地
再生債務者　小野寺幸也
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年６月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年７月６日まで
平成28年６月16日　盛岡地方裁判所水沢支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第１００００１号
栃木県宇都宮市中今泉１丁目18番19号　グランフォルムⅡ201
再生債務者　橋本　修一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年６月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月16日
宇都宮地方裁判所第１民事部
平成２８年（再ロ）第１号
千葉県佐倉市中志津５丁目７番24号
再生債務者　中澤　友秀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年６月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月16日　千葉地方裁判所佐倉支部

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月二十日
掲載頁　六十頁（号外第一三六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月二十日
掲載頁　六十頁（号外第一三六号）
平成二十八年六月二十四日
東京都台東区鳥越二丁目二番一五号トーワビル一Ｆ
（甲）株式会社ナッツコンサルティング
代表取締役　菊池　光一
東京都江戸川区清新町一丁目一番三六―二三〇三
（乙）株式会社夏目総合研究所
代表取締役　小林　周平

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年四月二十一日
掲載頁　四十五頁（号外第九十三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年四月一日
掲載頁　八十一頁（号外第七十八号）
平成二十八年六月二十四日
東京都中央区日本橋兜町一三番一号
（甲）株式会社ジェイエスエム
代表取締役　田熊　真夫
東京都中央区日本橋兜町一三番一号
（乙）旭風発株式会社
代表取締役　田熊　真夫